新型コロナウイルスへの対応について

（高知県障害児通所人員運営基準等取扱い・令和２年３月３日時点）

　　　　　※高知市指定事業所については、高知市障がい福祉課にご確認ください。

新型コロナウイルスについては，厚生労働省の各通知等を基にご対応いただいておりますが，人員運営基準等の取扱いについてお問い合わせをいただきましたので，下記のとおりお知らせいたします。（本取扱いは現時点における内容です。今後，新たな通知や指示等があった場合は取扱いを変更することがあります。随時更新。）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No | 項目 | 取扱い | ※参照 厚労省通知 |
| 1 | 学校の臨時休業に関連して，放課後等デイサービス・児童発達支援事業の開所はどのように対応したらよいか。 | 感染の予防に留意したうえで，原則として開所していただくようにお願いします。また，開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いします。 | 【令和２年２月27日付】「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」 |
| 2 | 事業所として閉所の判断をしてもよいか。 | 感染の予防に留意したうえで，原則として開所していただくようにお願いします。ただし，職員の確保ができない，感染予防が十分にできない等のやむを得ない場合は閉所としていただいてかまいません。なお，その場合の利用希望者につきましては相談支援事業者等と連携し可能な限り利用先の調整をお願いします。各事業所において調整が困難な場合は，保護者等に対して各学校（但し，国立及び高知市立の小中学校の場合のみ。県立特別支援学校については，現在各学校において個々の児童生徒について休業中の対応について調査，調整中とのことです。）にその旨を伝えるようご案内をお願いします。また，閉所の判断をする場合は，必ず事前に「事業所名」「休業期間」を電話連絡等で指定権者及び支給決定市町村に連絡してください。 |
| 3 | 開所を決定した際の留意する点はあるか。 | 【職員】出勤前に各自で体温を計測し，発熱(37.5℃以上)が認められる場合は，出勤を行わない取扱いとします。【児童】児童の受入れに当たっては送迎前に，本人・家族又は職員が本人の体温を計測し，発熱が認められる場合には利用を断る取扱いとします。過去に発熱が認められた場合にあっては，解熱後24 時間以上が経過し，呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。また，発熱により利用者の利用を断った場合は，事業所から相談支援事業所に情報提供を行い，状況把握に努めていただくようお願いします。なお，事業所内は集団となりますので，受入れにあたりましては，事業所において国通知等を踏まえた，出来うる限りの感染症対策を行っていただきたいと思いますが，感染リスクを完全除去することは困難であると考えられますので，こういった状況を踏まえた上での利用となることについて保護者等に対しご説明をお願いします。 | 【令和２年２月24日付】「社会福祉施設等（入所施設・居宅系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」厚生労働省Q&A　Q20【令和２年２月27日付】「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（令和2年2月27日現在）」 【令和２年２月28日付】リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」 |
| 4 | 事業所の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発症した場合等の対応はどうなるか。 | 事業所から利用者等に対して，治癒するまでの間，利用を避けるよう本人または家族に要請してください。また，感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力をお願いします。 | 【令和２年２月18日付】「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」 |
| 5 | 基本報酬について・今回の臨時休業に伴う，サービス提供時の基本報酬単価はどうなるか。・臨時休業時の受け入れについて，事業所で休業日と同様の時間帯の提供時間ではなく，通常の授業終了後の提供時間でサービス提供を行った場合は基本報酬単価はどうなるか。 | 基本報酬については，「休業日」の報酬単価を採用することとします。なお，学校ごとで臨時休業日が異なりますので，実際に利用者の通う学校の扱いにより，報酬単価が休業日，授業終了後のどちらかを判断してください。左記の場合であっても，臨時休業に伴う事業所利用の児童については「休業日」の報酬単価を採用することとします。ただし，休業日の基本報酬は1日分の体制を評価している報酬となっていることから，出来る限り早めに休業日の体制を整えるように努めてください。なお、この場合の開所時間が6時間未満の場合に適用される開所時間減算については、3月8日までは適用しない取扱いとしますので、その間に可能な限り長時間の解消が可能となるよう調整をお願いします。3月9日以降については、情勢を鑑み後日ご連絡します。 | 厚生労働省Q&A　Q12厚生労働省Q&A　Q11 |
| 6 | 定員超過にかかる減算はあるか。 | 定員超過利用減算は適用しない取扱いとします。なお，利用者等の安全を確保のうえ，定員を超える児童を受け入れる場合であっても，以下の事項について留意してください。・定員以上の児童を受け入れることが出来る一定の体制が整えられていること。・1日の定員超過は定員の150%を目安とします。　なお，150%を超える利用見込みがある場合は，他の事業所や学校との調整等を行っていただくようお願いします。　ただし，それでも都合がつかない場合は，利用者等の安全を確保のうえ，受け入れを判断していただいてかまいません。・各事業所において受け入れ，調整が困難な場合は，保護者等に対して各学校（但し，国立及び高知市立の小中学校の場合のみ。県立特別支援学校については，現在各学校において個々の児童生徒について休業中の対応について調査，調整中とのことです。）にその旨を伝えるようご案内をお願いします。  | 【令和２年２月20日付】「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」厚生労働省Q&A　Q13 |
| 7 | 人員を満たさない場合はどうなるか。・加算対象の職員が欠如した場合は加算の算定はどうなるのか。 | 人員欠如による減額措置は適用しない取扱いとします。そのうえで，利用者等の安全確保をお願いします。なお，看護職員については，不在であっても他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るように努めてください。加算については、当面の間、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。ただし、実績に基づき算定できる「送迎加算」や「食事提供加算」等については実績がない場合は基本的に算定できません。 | 厚生労働省Q&A　Q14厚生労働省Q&A　Q15 |
| 8 | サービスの事業所の設置地域で感染が確認されており，職員や利用者に感染する恐れがある場合等について，居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には，通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして特例的に報酬の対象とするとあるが，どのようなものか。 | 事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype等の方法により、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援雄提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定を可能とします。なお、上記方法により報酬算定を行う場合は、そうした健康管理や相談支援を行うことによりサービス利用とみなされ、利用者負担が発生することについて、保護者等に説明を行っていください。ただし、単なる欠席連絡（その後の支援については保護者より「不要」との意向がある場合）については、サービスの提供とはみなされません。 | 【令和２年２月28日付】「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」厚生労働省Q&A　Q16厚生労働省Q&A　Q17 |
| 9 | 延長支援加算について・今回の受け入れに伴い，通常は延長支援加算の対象でない児童が延長利用をした場合，障害児支援利用計画への記載は必要か。・延長加算の届出を行っていない事業所であっても，今回の対応に伴い延長利用をした場合は加算の算定はできるか。 | 加算を算定する場合は，原則として，延長支援が必要なやむを得ない理由を障害児支援利用計画に記載されている必要がありますが，これまで延長支援加算の対象でない児童については，事業所の個別支援計画に新型コロナウイルス対応により延長が必要な旨を追記し，日々の提供記録にも記載（「コロナ対応で延長加算算定」等）することで算定可能との取扱いとします。延長加算届を提出していない事業所についても，届出があれば，届出日から加算を適用することとします。また，本来延長支援加算は運営規程に定められている営業時間が8時間以上の場合に算定できるものですが，運営規程に定められている営業時間が8時間未満の場合であっても，今回の臨時休業の期間に限り，実際の営業時間が8時間以上となっている事業所は延長支援加算を取得することができることとします。その際には，今回の臨時休業の期間に限って営業時間を8時間以上とすることを説明する文書とあわせて，加算届の提出をお願いします。 | 厚生労働省Q&A　Q10 |
| 10 | 営業日，営業時間，サービス提供時間の変更は可能か。また、届出は必要か。あらかじめ届出ている場所と別の場所でサービス提供は可能か。職員が同一法人内の別事業所へ出勤したり、新たな職員を雇用して支援を行う場合、届出は必要か。 | 新型コロナウイルスの対応として，柔軟に営業していただいてかまいませんが，変更となる場合は随時指定権者までご連絡ください。その際についての運営規程の改正及び届出は不要ですが、利用者や保護者等に確実に周知し、後日どのような対応を行ったのか確認が出来るように書類等を整えておいてください。なお，従業者の労働法規等の遵守をお願いします。可能です。一時的な場所の変更であれば、経過等の記録を行うことで、届出は不要とします。一時的なものであれば、記録を行うことで、届出は不要とします。 | 厚生労働省Q&A　Q6厚生労働省Q&A　Q7厚生労働省Q&A　Q8 |
| 11 | 1日のうちに午前、午後と別々の事業所を利用した場合、請求はどうなるのか。 | やむを得ないと認められる場合は、1日に2か所の事業所を利用することを可能とします。なお、その場合は、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。 | 厚生労働省Q&A　Q9 |
| 12 | 事業所と契約を結んでいない児童の受入は可能か。 | 契約に当たって本来最低限必要となる手続きを事後的に行うことで、受入を可能とする取扱いとします。 | 厚生労働省Q&A　Q5 |
| 13 | 保育所等訪問支援について、訪問先の事業が休業している場合は、例えば居宅等を訪問することにより報酬を算定することが可能か。 | 訪問先の事業が休業しており、訪問が出来ない場合には、従前より、保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援の出来る限りの支援の提供を行った場合には、報酬を算定してもかまいません。 | 厚生労働省Q&A　Q19 |

※参照　厚生労働省通知の欄に記載のある厚生労働省Q&Aは以下の通知です。

「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて」（令和2年3月3日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）